

京都市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を  
公布する。

平成25年2月27日

京都市長 門川大作

京都市規則第48号

京都市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定め  
る規則

京都市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例（平成24年3月30日京  
都市条例第48号）の施行期日は、この規則の公布の日とする。ただし、同条  
例による改正後の京都市福祉事務所設置条例の規定は、平成24年9月18日  
から適用する。

（保健福祉局生活福祉部地域福祉課）